

相馬市移住支援金 申請内容チェックリスト

チェック項目	#	条件	チェックリスト	
移住要件	1	住民票を移す直近の10年間のうち、①～③を併せた期間が5年以上ある ① 東京23区に居住していた期間 ② 東京圏（※1）に居住し、東京23区内の企業等へ通勤していた期間 ③ 東京圏（※1）に居住し、東京23区内の大学等に通学した後、23区内の企業等に就職した場合の通学期間 ※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域以外の地域	☐	
	2	上記のうち、移住直前の1年間は連続している	☐	
	3	通勤の場合、雇用保険の被保険者として、または法人経営者、個人事業主として通勤していた	☐	
	4	相馬市に5年以上継続して居住する意思がある	☐	
就業要件	一般	「感動！ふくしま」プロジェクト（他の都道府県における同様のマッチングサイトを含む）に掲載された企業に就業し※のすべてに該当（企業名：） ※週20時間の無期雇用契約・新規雇用・3親等以内の親族が経営を担う職に就いていない ・5年以上就業	いずれかに チェック	☐
	専門人材	福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業等で就業し※のすべてに該当 ※週20時間の無期雇用契約・新規雇用・5年以上就業・離職前提ではない		☐
	テレワーク	移住元での業務をテレワークで引き続きおこない、※のすべてに該当 ※自分の意思による移住・相馬市が生活の本拠地・デザイン田園都市国家構想交付金活用しない		☐
	関係人口	関係人口である（※のいずれかに該当し市が確認できること）、かつ①～③のいずれかに該当すること ※移住関連イベントの参加or地域づくり活動に参加or多拠点生活のうちの1つであること ①県内企業等に就業（週20時間の無期雇用契約・5年以上就業・新規雇用） ②県内で起業（開業の届出をしている） ③県内で就農（農業法人に就職or独立就農）		☐
	起業	福島県地域課題解決型起業支援金の採択を受けて1年以内に、移住後3カ月経過		☐
	世帯要件	単身	単身での転入の場合 支援金額60万円	いずれかに チェック
2人以上		世帯での転入の場合、移住元、及び申請時にも住民票上同一の世帯である 支援金額100万円 ※交付申請時に世帯員が転入後3カ月以上1年以内	☐	
		18歳未満の世帯員がいる場合、1人につき100万加算（ 人×100万 ＝ ）	該当する場合 チェック	☐
その他	1	同居者全員を含め、市税等を滞納していないこと	☐	
	2	同居者全員を含め、暴力団員でないこと	☐	